

資産税課からのお知らせ

①土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

納税者は、「令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。



※②、③の届出の様式はこちらから

- 縦覧期間: 4/1(火)～4/30(水) 平日9:00～17:15(12:00～13:00を除く)
- 縦覧場所: 資産税課(本庁舎東棟1階 ⑤番窓口)
- 対象者: 市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者(納税管理人も含む)、またはその代理人(委任状が必要)

※縦覧者は本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要です。なお、納税通知書が4月15日(火)までに届いていない方は、資産税課までご連絡ください。

②家屋を取り壊した時の届出について

家屋の全部または一部を取り壊した時は、「家屋滅失届」を提出してください。賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、必ず届出をお願いします。

③未評価家屋のある土地・家屋滅失した土地について

所有している家屋が未評価の場合や滅失している場合、家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響がありますので、お早めに届出いただくようお願いします。地方税法に基づき更正が行われますので、提出が遅れた場合、過年度に遡って固定資産税の税額変更が生じる場合がありますのでご注意ください。

問 資産税課 ☎973-5394

選挙の「事前運動の禁止」と「政治活動の制限」

- うるま市長選挙及び市議会議員補欠選挙において、立候補届出前(4月20日より前)に選挙運動のために使用するポスターやのぼり、横断幕の掲示は事前運動にあたり禁止されています。
- 任期満了の6か月前の日から選挙期日までの期間(令和6年11月14日～令和7年4月27日)は、公職の候補者等の氏名又は、氏名が類推されるような政治活動用ポスターの掲示は制限されています。(公職選挙法第143条第16項及び第19項)。
- 候補者名が表示されたのぼり等を道路や空き地等に設置するのは選挙期間に限らず常に禁止されています。



問 選挙管理委員会事務局 ☎973-4332

厚生労働省からのお知らせ

ハンセン病元患者のご家族へ。対象となる方々に補償金を支給します。秘密は守られます。まずは、お電話でご相談ください。

- 請求期限: 令和11年(2029年)11月21日まで
- 問合せ先: 厚生労働省 補償金相談窓口 ☎03-3595-2262
※受付時間 平日10:00～16:00(土日祝、年末年始を除く)

ハンセン病元患者のご家族へ
～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。
○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様に多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで

厚生労働省 補償金相談窓口 ☎03-3595-2262
受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

厚生労働省 Ministry of Health Labour and Welfare

ハンセン病 厚労省 🔍 検索

(ア) 配偶者(事実婚も含む)	補償金額
(イ) 親、子	180万円
(ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	
(エ) 兄弟姉妹	
(オ) 祖父母、孫	補償金額
(カ) 配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等	130万円
(キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	

※ 同姓など一定の条件が必要な場合があります。

 うるま市の人口	令和7年2月1日現在	前月比
	人口	126,963人 15
	男	63,645人 -7
	女	63,318人 22
	世帯数	58,524世帯 54

 消防活動状況	令和7年1月()は令和7年1月からの累計	
	救急出動件数	765件 (765件)
	搬送人員	606人 (606人)
	火災件数	4件 (4件)